

暦年贈与信託「おくるしあわせ」の概要

贈与手続き	<ul style="list-style-type: none"> ● 贈与する方は、ご契約時に、今後贈与を受ける方の候補（受益者候補）を3親等以内のご親族からご指定いただきます（複数名のご指定が可能です）。 ● 贈与する方は、原則として年に1回、贈与手続きを行うことができます。 ● 当社は、当社所定の書面を通じて、贈与する方と贈与を受ける方との贈与手続きを行います。
信託期間	<ul style="list-style-type: none"> ● 5年以上30年以下で贈与する方がご指定ください。
信託金額	<ul style="list-style-type: none"> ● 500万円以上3,300万円以下（贈与する方お一人につき1契約となります） ・ 贈与する方にご相続が発生した際に、贈与を受ける方に贈与した金額により、他のご相続人の法令の権利（遺留分といいます）を侵害してしまう場合がありますので、お申し込みの際に信託金額をご相談させていただきます。本商品にかかる法務上のお取り扱いについては、弁護士などの専門家にご相談ください。 ・ 3,300万円を超える金額で信託設定を希望される場合は、当社が所定の方法により算出した金額を最高受託金額とします。 ・ 贈与する方による追加のご入金もできます。別途窓口までご相談ください。
信託報酬	<ul style="list-style-type: none"> ① 管理報酬：無料 ② 運用報酬：3月・9月の各25日および信託期間満了日に、金銭信託5年ものの運用収益から予定配当額（予定配当率と信託金の元本により計算される額）等を差し引いた金額となります。
ご契約残高の報告	<ul style="list-style-type: none"> ● 贈与する方と贈与を受ける方にお取引残高のご案内を、年2回（4月・10月末基準）お送りします。 ● 上記に加えて、贈与する方には、<u>年1回（12月末基準）、贈与を受ける方のご契約残高等のご案内をお送りします。</u>

ご契約までの流れ

